



平成20年3月14日
内閣府（防災担当）

「平成十九年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

激甚災害制度は、災害復旧に要する事業費が一定の基準を超える場合に、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）」に基づき、当該災害を「激甚災害」として政令で指定し、併せて当該災害に対し「適用すべき措置」を指定することにより、災害復旧事業の国庫補助のかさ上げ等地方公共団体に対する特別の財政援助等を実施するものです。

その指定には、全国的に大きな被害をもたらした災害を指定する場合と、局地的な災害によって大きな復旧費用が必要になった市町村を単位として指定する場合（局地激甚災害）の2つがあります。

今回は、以下のとおり、局地激甚災害の指定を行うこととしました。

政令の概要

今回の政令は、能登半島地震、台風第4号・第5号・第9号・第11号など、平成19年に発生した災害について、激甚災害として指定するとともに、これに適用すべき措置について指定するものです（別紙1参照）。

（※）政令名が「平成19年等」となっているのは、平成18年に発生し平成19年に終了した災害が含まれているためです。

なお、これらの災害のうち、能登半島地震の指定状況等については、別紙2を御参照下さい。

また、新潟県中越沖地震については、別途「平成十九年新潟県中越沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」において激甚指定されていますが、参考として、指定状況等について別紙3を添付しますので、御参照下さい。

（参考1） 本政令で指定される激甚災害数及び該当市町村数

15災害 78市町村（延数）

・災害種別ごとの災害数

豪雨、暴風雨 10災害

地滑り 3災害 地震 2災害

(参考2) 適用すべき措置ごとの災害数の内訳

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 (法第2章)
7 災害 31 市町村 (延数)
- (2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (法第5条)
12 災害 57 市町村 (延数)
- (3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 (法第6条)
2 災害 6 市町村 (延数)
- (4) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (法第12条) 及び小規模企業者等設備
導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 (法第13条)
1 災害 4 市町村 (延数)
- (5) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (法第24条)
15 災害 78 市町村 (延数)

(参考3) 適用すべき措置の概要

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 (法第2章)
公共土木施設等の災害復旧事業について公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等
(以下「負担法等」という。)の根拠法令等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。
(過去5ヶ年平均 公共土木施設 70%→81%)
- (2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (法第5条)
農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国
庫補助の暫定措置に関する法律 (以下「暫定法」という。)等に基づく通常の国庫補助の
かさ上げを行う。
(過去5ヶ年平均 農地 84%→94%)
- (3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 (法第6条)
農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場等の共同利用施設の
災害復旧事業について、暫定法に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。
(20%→30~90%)
- (4) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (法第12条)
被災地域内に事業所を有し、かつ激甚災害の被害を受け、事業の再建を図る中小企業者
等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引き上げ及び保険料率の
引き下げの特例措置を講ずる。
- (5) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 (法第13条)
小規模企業者等設備導入資金助成法の貸付金について、その償還期間を2年を超えない
範囲で延長する。
- (6) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (法第24条)
公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、負担
法等及び暫定法の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地
方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。

平成19年局地激甚災害別の適用措置及び対象区域

激甚災害指定災害	適用措置					対象地区					
	3,4条	5条	6条	12,13条	24条	都道府県名	郡名(ふりがな)	市町村名(ふりがな)			
平成18年3月1日から平成19年1月10日までの間の地滑りによる災害		○			○	岐阜県		恵那市	えなし	(旧恵那市)	
平成18年12月27日から平成19年6月26日までの間の地滑りによる災害	○				○	岩手県	下閉伊郡	しもへいぐん	普代村	ふだいむら	
平成19年3月19日の地滑りによる災害		○			○	長崎県		長崎市	ながさきし	(旧外海町)	
平成19年能登半島地震による災害		○		○	○	石川県		七尾市	ななおし		
		○			○	石川県		七尾市	ななおし	(旧能登島町)	
		○	○	○	○	石川県		輪島市	わじまし		
			○		○	石川県		珠洲市	すずし		
			○	○	○	石川県	羽咋郡	はくいぐん	志賀町	しかまち	
		○			○	石川県	羽咋郡	はくいぐん	志賀町	しかまち	(旧富来町)
		○	○	○	○	石川県	鳳珠郡	ほうすぐん	穴水町	あなみずまち	
			○		○	石川県	鳳珠郡	ほうすぐん	能登町	のどちよう	
		○			○	石川県	鳳珠郡	ほうすぐん	能登町	のどちよう	(旧柳田村)
平成19年4月26日の地震による災害		○			○	高知県	長岡郡	ながおかがん	大豊町	おおとちよう	
平成19年5月25日及び同月26日の豪雨による災害		○			○	山梨県		南アルプス市	みなみあるぶすし	(旧芦安村)	
平成19年6月16日から7月15日までの間の豪雨及び暴風雨による災害 (台風第4号)	○				○	長野県	下伊那郡	しもいなぐん	泰阜村	やすおかむら	
					○	奈良県	吉野郡	よしのぐん	黒滝村	くろたきむら	
					○	徳島県			三好市	みよしし	(旧東祖谷山村)
					○	徳島県	那賀郡	なかがん	那賀町	なかちよう	(旧木沢村)
					○	高知県	吾川郡	あがわぐん	いの町	いのちよう	(旧本川村)
					○	高知県	吾川郡	あがわぐん	仁淀川町	によどがわちよう	(旧吾川村)
					○	高知県	高岡郡	たかおかがん	中土佐町	なかとさちよう	(旧大野見村)
					○	高知県	高岡郡	たかおかがん	四万十町	しまんとちよう	(旧大正町)
					○	高知県	幡多郡	はたぐん	三原村	みはらむら	
					○	福岡県	八女郡	やめぐん	矢部村	やべむら	
					○	熊本県			八代市	やつしろし	(旧東陽村)
					○	熊本県	下益城郡	しもましきぐん	美里町	みさとまち	
					○	熊本県	上益城郡	かみましきぐん	山都町	やまとちよう	
					○	宮崎県	東臼杵郡	ひがしうすきぐん	美郷町	みさとちよう	(旧南郷村)
					○	鹿児島県	肝属郡	きもつきぐん	南大隅町	みなみおおすみちよう	
					○	沖縄県	島尻郡	しまじりぐん	座間味村	ざまみそん	
	平成19年8月2日及び同月3日の暴風雨による災害 (台風第5号)	○				○	大分県		竹田市	たけたし	(旧直入町)
						○	宮崎県		延岡市	のべおかし	(旧北方町)
						○	宮崎県	西臼杵郡	にしうすきぐん	日之影町	ひのかげちよう
平成19年8月20日から同月23日までの間の豪雨による災害		○			○	秋田県		由利本荘市	ゆりほんじようし	(旧矢島町)	
					○	富山県		富山市	とやまし	(旧八尾町) (旧山田村)	
					○	石川県		珠洲市	すずし		
					○	石川県		白山市	はくさんし	(旧尾口村)	
					○	鳥取県	八頭郡	やずぐん	若桜町	わかさちよう	
					○	鳥取県	八頭郡	やずぐん	八頭町	やずちよう	(旧郡家町)
平成19年8月28日から同月31日までの間の豪雨による災害		○			○	石川県		輪島市	わじまし		
					○	石川県	鳳珠郡	ほうすぐん	能登町	のどちよう	
					○	島根県	邑智郡	おおちぐん	川本町	かわもとまち	
					○	島根県	隠岐郡	おきぐん	海士町	あまちよう	
		○			○	島根県	隠岐郡	おきぐん	西ノ島町	にしのみちちよう	
		○			○	島根県	隠岐郡	おきぐん	隠岐の島町	おきのしまちよう	
					○	長崎県			対馬市	つしまし	
平成19年9月4日の豪雨による災害		○			○	鳥取県	東伯郡	とうはくぐん	琴浦町	ことうらちよう	(旧赤碕町)
平成19年9月5日から同月8日までの間の暴風雨による災害 (台風第9号)		○			○	宮城県		白石市	しろいし		
					○	福島県	双葉郡	ふたばぐん	川内村	かわうちむら	
					○	福島県	相馬郡	そうまぐん	飯舘村	いいたてむら	
					○	栃木県			日光市	にっこうし	(旧栗山村)
					○	群馬県	多野郡	たのぐん	上野村	うえのむら	
					○	群馬県	多野郡	たのぐん	神流町	かんなまち	
					○	群馬県	甘楽郡	かんらぐん	下仁田町	しもにたまち	
		○			○	群馬県	甘楽郡	かんらぐん	南牧村	なんもくむら	
					○	埼玉県			秩父市	ちちぶし	
					○	埼玉県			飯能市	はんのうし	
					○	埼玉県	秩父郡	ちちぶぐん	横瀬町	よこぜまち	
					○	埼玉県	秩父郡	ちちぶぐん	皆野町	みなのみち	
					○	埼玉県	秩父郡	ちちぶぐん	小鹿野町	おがのみち	
					○	埼玉県	児玉郡	こだまぐん	神川町	かみかわまち	(旧神泉村)

平成19年局地激甚災害別の適用措置及び対象区域

激甚災害指定災害	適用措置					対象地区					
	3,4条	5条	6条	12,13条	24条	都道府県名	郡名(ふりがな)	市町村名(ふりがな)			
		○			○	山梨県		上野原市	うえのはらし		
		○			○	山梨県		甲州市	こうしゅうし	(旧大和村)	
		○			○	山梨県	南巨摩郡	みなみこまぐん	早川町	はやかわちょう	
		○			○	山梨県	南都留郡	みなみつるぐん	道志村	どうしむら	
		○			○	山梨県	北都留郡	きたつるぐん	小菅村	こすげむら	
		○			○	長野県		伊那市	いなし	(旧長谷村)	
		○			○	長野県		佐久市	さくし		
		○			○	長野県	南佐久郡	みなみさくぐん	北相木村	きたあいきむら	
		○			○	長野県	南佐久郡	みなみさくぐん	佐久穂町	さくほまち	(旧佐久町)
		○			○	長野県	北佐久郡	きたさくぐん	軽井沢町	かるいざわまち	
		○			○	静岡県		伊豆市	いずし	(旧土肥町) (旧天城湯ヶ島町)	
平成19年9月14日から同月18日までの間の豪雨及び暴風雨による災害 (台風第11号)	○	○			○	岩手県		八幡平市	はちまんたいし	(旧安代町)	
		○			○	秋田県		鹿角市	かづのし		
		○	○		○	秋田県		北秋田市	きたあきたし		
	○				○	秋田県		北秋田市	きたあきたし	(旧阿仁町)	
		○			○	秋田県	北秋田郡	きたあきたぐん	上小阿仁村	かみこあにむら	
		○			○	秋田県	南秋田郡	みなみあきたぐん	五城目町	ごじょうめまち	
		○			○	佐賀県	三養基郡	みやきぐん	基山町	きやまちょう	
	○				○	宮崎県	東臼杵郡	ひがしうすきぐん	美郷町	みさとちょう	(旧北郷村)
平成19年10月15日及び同月16日の豪雨による災害		○			○	石川県		七尾市	ななおし		
平成19年11月11日及び同月12日の豪雨による災害		○			○	青森県	東津軽郡	ひがしつがるぐん	平内町	ひらないまち	

※最右欄に括弧書きで合併前の旧市町村名を記載しているものについては、当該合併前の旧市町村に係る区域が局地激甚災害指定基準を満たしたものであり、当該区域について特例措置が適用される。

※表中の適用措置は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「法」という。)」における、以下の措置である。

- ・法第3, 4条(法第2章)・・・公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- ・法第5条・・・農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ・法第6条・・・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ・法第12条・・・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- ・法第13条・・・小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- ・法第24条・・・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

平成19年能登半島地震の激甚災害指定について

平成20年3月
内閣府（防災担当）

○激甚災害指定の状況（平成20年3月時点）

	公共土木 (第2章)	農地等 (第5条)	農林水産業 共同利用施設 (第6条)	中小企業 (第12条、 第13条)	小災害債 (第24条)
能登町		○(※)	○(※)		○(※)
旧柳田村	○				○
七尾市		○(※)		○	○(※)
旧能登島町	○				○
輪島市	○	○	○	○	○
志賀町		○	○	○	○
旧富来町	○				○
穴水町	○	○	○	○	○
珠洲市		○	○		○

「○(※)」は、以下の(3)を参照

○指定の経緯

- (1) 当初制定（19.4.25 公布）
- (2) 一部改正（19.10.19 公布）
 - ・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置（第12条）を平成20年4月24日まで延長（七尾市・輪島市・志賀町・穴水町）。
- (3) 一部改正（20.3.14 公布）
 - ・当初制定した政令を廃止し、年度末局激の一括指定政令で新たに指定。
 - ・対象区域の変更等（上表「○(※)」部分）

対象市	変更内容
能登町	「農地等及び農林水産業共同利用施設（激甚法第5条、第6条及び第24条）」について、対象区域が、旧柳田村から能登町全域へ拡大
七尾市	「農地等（同法第5条及び第24条）」について、七尾市全域が新たに指定基準に該当

平成19年新潟県中越沖地震の激甚災害指定について

平成20年3月
内閣府（防災担当）

○激甚災害指定の状況（平成20年3月時点）

	公共土木 (第2章)	農地等 (第5条)	農林水産業 共同利用施設 (第6条)	中小企業 (第12条、 第13条)	罹災者 公営住宅 (第22条)	小災害債 (第24条)
長岡市						
旧和島村	○					○
柏崎市	○(※)	○	○	○	○	○(※)
出雲崎町	○	○	○	○		○
刈羽村		○	○	○	○	○

「○(※)」は、以下の(4)を参照

○指定の経緯

- (1) 当初制定（19.8.10 公布）
- (2) 一部改正（19.11.9 公布）
 - ・「罹災者公営住宅（第22条）」を指定（柏崎市及び刈羽村）
- (3) 一部改正（20.2.6 公布）
 - ・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置（第12条）を平成20年9月1日まで延長（柏崎市・出雲崎町・刈羽村）。
- (4) 対象区域の変更等（20.3.14 公布）

対象市	変更内容
柏崎市	「公共土木（激甚法第2章及び第24条）」については、旧西山町が対象区域となっていたが、柏崎市全域が新たに指定基準に該当（上表「○(※)」部分）。

なお、上記区域変更に伴う政令の改正はない。

政令第四十五号

平成十九年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二
条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項、第十二条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づ
き、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法
」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に
掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成十八年十二月二十七日から平成十九年六月二 十六日までの間の地滑りによる災害で、岩手県下 閉伊郡普代村の区域に係るもの	法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三 項及び第四項に規定する措置

平成十九年六月十六日から七月十五日までの間の豪雨及び暴風雨による災害で、長野県下伊那郡泰阜村、奈良県吉野郡黒滝村、徳島県三好市及び那賀郡那賀町、高知県吾川郡いの町及び仁淀川町、高岡郡中土佐町及び四万十町並びに幡多郡三原村、福岡県八女郡矢部村、熊本県八代市、下益城郡美里町及び上益城郡山都町、宮崎県東臼杵郡美郷町、鹿児島県肝属郡南大隅町並びに沖縄県島尻郡座間味村の区域に係るもの

平成十九年八月二日及び同月三日の暴風雨による災害で、大分県竹田市並びに宮崎県延岡市及び西臼杵郡日之影町の区域に係るもの

平成十八年三月一日から平成十九年一月十日まで

法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに

規定する措置

の間の地滑りによる災害で、岐阜県恵那市の区域に係るもの
平成十九年三月十九日の地滑りによる災害で、長崎県長崎市の区域に係るもの
平成十九年四月二十六日の地震による災害で、高知県長岡郡大豊町の区域に係るもの
平成十九年五月二十五日及び同月二十六日の豪雨による災害で、山梨県南アルプス市の区域に係るもの
平成十九年八月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害で、秋田県由利本荘市、富山県富山市、石川県珠洲市及び白山市並びに鳥取県八頭郡若桜町及び八頭町の区域に係るもの

<p>平成十九年九月四日の豪雨による災害で、鳥取県東伯郡琴浦町の区域に係るもの</p>	<p>平成十九年十月十五日及び同月十六日の豪雨による災害で、石川県七尾市の区域に係るもの</p>	<p>平成十九年十一月十一日及び同月十二日の豪雨による災害で、青森県東津軽郡平内町の区域に係るもの</p>	<p>平成十九年能登半島地震による災害で、次に掲げる市町の区域に係るもの</p> <p>イ 石川県鳳珠郡能登町</p> <p>ロ 石川県七尾市</p>
			<p>法第三条から第六条まで及び第二十四条に規定する措置</p> <p>法第三条から第五条まで、第十二条、第十三条及び第二十四条に規定する措置</p>

<p>ハ 石川県輪島市、羽咋郡志賀町及び鳳珠郡穴水町</p> <p>ニ 石川県珠洲市</p>	<p>法第三条から第六条まで、第十二条、第十三条及び第二十四条に規定する措置</p> <p>法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>
<p>平成十九年八月二十八日から同月三十一日までの間の豪雨による災害で、次に掲げる市町の区域に係るもの</p> <p>イ 島根県隠岐郡西ノ島町及び隠岐の島町</p> <p>ロ 石川県輪島市及び鳳珠郡能登町、島根県邑智郡川本町及び隠岐郡海士町並びに長崎県対馬市</p>	<p>法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置</p> <p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>
<p>平成十九年九月五日から同月八日までの間の暴風雨による災害で、次に掲げる市町村の区域に係る</p>	<p>規定する措置</p>

もの

イ 群馬県甘楽郡南牧村

ロ 宮城県白石市、福島県双葉郡川内村及び相馬郡飯舘村、栃木県日光市、群馬県多野郡上野村及び神流町並びに甘楽郡下仁田町、埼玉県秩父市、飯能市、秩父郡横瀬町、皆野町及び小鹿野町並びに児玉郡神川町、山梨県上野原市、甲州市、南巨摩郡早川町、南都留郡道志村及び北都留郡小菅村、長野県伊那市、佐久市、南佐久郡北相木村及び佐久穂町並びに北佐久郡軽井沢町並びに静岡県伊豆市

法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置

法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

平成十九年九月十四日から同月十八日までの間の

豪雨及び暴風雨による災害で、次に掲げる市町村の区域に係るもの

イ 宮崎県東臼杵郡美郷町

法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置

ロ 岩手県八幡平市

法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置

ハ 秋田県北秋田市

法第三条から第六条まで及び第二十四条に規定する措置

ニ 秋田県鹿角市、北秋田郡上小阿仁村及び南秋

法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

田郡五城目町並びに佐賀県三養基郡基山町

備考

一 この表に掲げる区域は、平成十九年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。

二 平成十九年六月十六日から七月十五日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る豪雨とは梅雨前線によるものをいい、当該災害に係る暴風雨とは同年台風第四号（同月九日に北緯十度二十分東経百四十二度二十分において台風となった熱帯低気圧で、同月十六日に北緯三十四度四十分東経百四十五度三十分において温帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。

三 平成十九年八月二日及び同月三日の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第五号（同年七月二十九日に北緯十八度二十分東経百四十四度三十分において台風となった熱帯低気圧で、同年八月四日に北緯四十一度三十五分東経百四十一度三十五分において台風でなくなったものをいう。）によるものをいう。

四 平成十九年九月五日から同月八日までの間の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第九号（同年八月二十九日に北緯二十一度東経百五十五度四十分において台風となった熱帯低気圧で、同年九月八日に北緯四十三度二十五分東経百四十一度において温帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。

五 平成十九年九月十四日から同月十八日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る暴風雨とは

、同年台風第十一号（同月十三日に北緯二十二度五分東経百三十四度五分において台風となった熱帯低気圧で、同月十七日に北緯三十八度東経百三十二度において温帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。

（都道府県に係る特例）

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚^{じん}災害に対処するための特例の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

（災害関係保証に係る期限の特例）

第三条 第一条の激甚災害（平成十九年能登半島地震による災害で、石川県七尾市、輪島市、羽咋郡志賀町及び鳳珠郡穴水町の区域に係るものに限る。）についての法第十二条第一項の政令で定める日は、令第二十四条の規定にかかわらず、平成二十年四月二十四日とする。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(平成十九年能登半島地震による石川県鳳珠郡能登町等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに
対し適用すべき措置の指定に関する政令の廃止)

2 平成十九年能登半島地震による石川県鳳珠郡能登町等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに
対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成十九年政令第百六十二号)は、廃止する。